

明るく住みよい町づくり

6月1日は町内一日清掃

横芝町をきれいにする運動推進本部では、清潔で明るく住みよい町をつくるため、6月1日に「町内一日清掃」を実施します。
みなさんのご協力をお願いします。

◎清掃内容

- ▽道路上のあきかんやあきびん、その他のごみ拾い
 - ▽道路脇の草刈りやごみ集積所の清掃
 - ▽地区内の不法投棄物の処理
 - ▽その他総務員さんの指示する場所の清掃
- ※一日清掃には、家庭内のごみは出さないようお願いします。



きれいな町はみんなの願い

平成9年度横芝町農作業別標準賃金

平成9年度の横芝町農作業別標準賃金を次のとおり設定いたしましたのでお知らせいたします。

作業内容	賃金	摘要
田 植	男女とも 8,300円	1日当り賃金
稲 刈	男女とも 8,300円	実労働時間8時間
田、畑作業一般	男女とも 6,600円	2食賄付
水 田 耕 起	耕 運 機 7,000円	オペレーター付 賃作業料金
	トラクター 6,100円	
水 田 代 か き	耕 運 機 7,300円	10a当り
	トラクター 6,100円	
機 械 田 植	7,000円	10a当り苗費は含まない 4条植を基準とする
機 械 刈 取 脱 穀 (コンバイン)	17,400円	10a当り補助者及び乾燥場 までもみ運搬は含まない 3条刈が基準
育 苗	800円	硬化まで 種もみ代含む 1箱当り
乾 燥 から 調 整	2,800円	1俵当り 水分25%もみの 場合
刈 取 から 調 整	40,000円	10a当り
も み す り	500円	1俵当り
畦 塗 り	30円	1m当り

※ この賃金は標準賃金ですので、ほ場条件等により当事者間において適宜調整してください。

こんな制度があります 特別児童扶養手当制度

特別児童扶養手当は、家庭で介護されている心身に障害のある児童(20歳未満)の福祉の増進を図り、その生活に寄与することを目的として、児童の父母または養育者に対して支給される手当です。

手当を受け取れる方

手当を受け取ることができる方は、身体や精神に「障害等級表」に該当する程度の障害のある児童の父か母、または父母に代わって児童を養育している方です。

父母が共に児童を監護している場合は、主として生計を維持している方に支給されます。

次のような場合は手当が支給されません。

◎児童が

イ、日本国内に住所がないとき
ロ、障害を支給事由とする年金を受給できるとき

ハ、「障害等級表」に該当する障害者でなくなつたとき

ニ、児童福祉施設や心身障害者援護施設に入所したとき

◎父母または養育者(受給者)がイ、日本国内に住所がないとき

手当を受け取る手続

役場福祉課で、次の書類を添え請求手続してください。

①請求者と対象児童の戸籍の謄本または抄本

②世帯全員の住民票の写し

(福祉課にあります)

③障害認定診断書(福祉課にあります)

※印鑑を必ず持参してください。

手当の支払

知事の認定を受けると、認定請求した月の翌月分から手当が支給されます。

4月・8月・11月の年3回、支払月の前月までの分(4ヶ月分)が、指定した郵便貯金口座に振り込まれます。振込の日は毎月11日ですが、11日が休日の場合は、順次繰り上がります。

手当の額

児童1人当りの月額(平成9年4月現在)

1級(重度障害児)	50,350円
2級(中程度障害児)	33,530円

※児童の数と級に応じて支給されます。また、所得による支給制限がありますのでご注意ください。